

■ 「バリアフリー法関係規定」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」対比表

バリアフリー法及び施行令（抜粋）	大阪府福祉のまちづくり条例
	<p>私たち一人ひとりが自立し、生きがいをもって生活し、それぞれの立場で社会に貢献することができる真に豊かな福祉社会の実現は、私たちすべての願いであり、また、責務でもある。</p> <p>こうした社会を実現するためには、一人ひとりが一個人として尊重されることを基本に、社会からのサービスを平等に享受でき、意欲や能力に応じて社会に参加できる機会が、すべての人に均等にもたらされなければならない。</p> <p>このためには、高齢者、障害者等からこれらの機会を奪いがちな物理的、心理的及び情報面の障壁を取り除くことにより、すべての人が自らの意思で自由に移動でき、その個性と能力を発揮して社会に参加できる福祉のまちづくりを進めること、とりわけ、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフト両面から継続して整備し、改善することが重要である。</p> <p>私たち一人ひとりが基本的人権を尊重し、お互いを大切にする心をはぐくみ、福祉のまちづくりを進めるためにたゆまぬ努力を傾けることを決意し、すべての人が自らの意思と責任によって、自分らしい生き方や幸せを追求することができる「自立支援型福祉社会」を実現することを府民の総意として、この条例を制定する。</p>
	第一章 総則
	(目的)
	第一条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、府の基本方針を定めてこれに基づく施策を推進し、及び都市施設を安全かつ容易に利用することができるよう整備し、もって自立支援型福祉社会の実現に資することを目的とする。
(定義)	(定義)
(参考) 法第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(参考) 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。	
(参考) 十六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。	一 都市施設 多数の者が利用する建築物、旅客施設、道路、路外駐車場及び公園をいう。
三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。	二 事業者 都市施設を設置し、又は管理する者をいう。
(地方公共団体の責務)	(府の責務)
(参考) 法第五条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	第三条 府は、福祉のまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。
	2 府は、福祉のまちづくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市長村の福祉のまちづくりに関する施策の策定及び実施について、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。
	3 府は、第一項の施策の策定及び実施に当たっては、市町村との連絡調整を緊密に行うよう努めるものとする。

■ 「バリアフリー法関係規定」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」対比表

バリアフリー法及び施行令（抜粋）	大阪府福祉のまちづくり条例
(施設設置管理者等の責務)	(事業者の責務)
法第六条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	第四条 事業者は、都市施設をすべての人が安全かつ容易に利用することができるよう整備、維持保全及び管理に努めるとともに、府が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。
(国民の責務)	(府民の責務)
法第七条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めなければならない。	第五条 府民は、深い理解と相互扶助の心をもって、福祉のまちづくりに積極的に協力するよう努めなければならない。
	第二章 福祉のまちづくりに関する施策
	(施策の基本方針)
	第六条 府は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる基本方針に基づく施策を計画的に実施するものとする。
	一 すべての府民が福祉のまちづくりに積極的に協力する気運を醸成すること。
	二 すべての人が自らの意思で自由に移動し、安心して生活することができる都市環境の整備を進めること。
	三 高齢者、障害者等の自由な社会参加を促すための支援を行うこと。
	四 すべての府民が自立して共に暮らすことができる心の通った地域社会づくりを進めること。
	(啓発及び学習の促進等)
	第七条 府は、事業者及び府民が福祉のまちづくりについて理解を深めるよう啓発するとともに、福祉に関する学習を促進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
	2 府は、高齢者、障害者等の自由な社会参加を促進するため、ボランティア活動の支援及び介助に係る人材の養成等に努めるものとする。
	3 前二項に定めるもののほか、府は、事業者及び府民に対し、福祉のまちづくりに関する情報の提供、技術的指導その他必要な措置を講ずるものとする。
	(推進体制の整備)
	第八条 府は、市町村、事業者及び府民と連携して福祉のまちづくりを推進する体制を整備するものとする。
	(財政上の措置)
	第九条 府は、福祉のまちづくりを推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
	第三章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項
	(定義)
(※ 以下、施行令)	第十条 この章における用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。)及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号。以下「令」という。)に定めるところによる。
(特別特定建築物)	(特別特定建築物に追加する特定建築物)
第五条 法第二条第十七号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。	第十二条 法第十四条第三項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるもの(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第五項の規定による許可を受けた仮設建築物(以下「仮設建築物」という。)を除く。)とする。
一 特別支援学校	一 学校(令第五条第一号に掲げるものを除く。)
二 病院又は診療所	
三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
四 集会場又は公会堂	
五 展示場	
六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	

■ 「バリアフリー法関係規定」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」対比表

七 ホテル又は旅館	
<b>バリアフリー法及び施行令（抜粋）</b>	<b>大阪府福祉のまちづくり条例</b>
八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）	二 共同住宅又は寄宿舎 三 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第五条第九号に掲げるものを除く。）
十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
十一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場	四 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（令第五条第十一号に掲げるものを除く。）
十二 博物館、美術館又は図書館	
十三 公衆浴場	
十四 飲食店	
十五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
	五 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
	六 工場（自動車修理工場に限る。）
十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
十七 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	
十八 公衆便所	
十九 公共用歩廊 (建築物特定施設)	
第六条 法第二条第十八条号 の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。	
一 出入口	
二 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	
三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）	
四 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）	
五 エレベーターその他の昇降機	
六 便所	
七 ホテル又は旅館の客室	
八 敷地内の通路	
九 駐車場	
十 その他国土交通省令で定める施設	
(基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模)	(基準適合義務の対象とする特別特定建築物の建築の規模)
第九条 法第十四条第一項 の政令で定める規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計二千平方メートル（第五条第十八条号に掲げる公衆便所にあっては、五十平方メートル）とする。 (建築物移動等円滑化基準)	第十二条 法第十四条第三項の規定により条例で定める同条第一項の建築の規模は、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規模とする。 (建築物移動等円滑化基準に付加する事項)
第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、次条から第二十三条までに定めるところによる。 (廊下等)	第十三条 法第十四条第三項の規定により建築物移動等円滑化基準に条例で付加する必要な事項は、次条から第二十七条までに定めるところによる。 (廊下等)
第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	第十四条 令第十一条の規定によるものとする廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

## ■ 「バリアフリー法関係規定」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」対比表

バリアフリー法及び施行令（抜粋）	大阪府福祉のまちづくり条例
二 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	一 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）及びエスカレーターの上端及び下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。
(階段)	(階段)
第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。 一 踊場を除き、手すりを設けること。 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。 四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	第十五条 令第十二条の規定によるものとする階段は、段がある部分の下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。
六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。	
(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)	(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)
第十三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。 一 勾配が十二分の一を超える、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。 四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚	第十六条 令第十三条の規定によるものとする傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。 一 傾斜がある部分の下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚

■ 「バリアフリー法関係規定」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」対比表

視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	障害者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。
<b>バリアフリー法及び施行令（抜粋）</b>	<b>大阪府福祉のまちづくり条例</b>
(エレベーターその他の昇降機)	<p>二 その両側に、側壁又は立ち上がり部を設けること。 (エスカレーター)</p> <p>第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するエスカレーターは、次に掲げるものでなければならない。</p>
	<p>一 階段状のエスカレーターにあっては、踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものとすること。</p> <p>二 くし板の端部と踏み段(階段状以外の形状のエスカレーターにあっては、可動床。以下この号において同じ。)の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとすること。</p> <p>三 当該エスカレーターの行き先又は昇降方向(階段状以外の形状のエスカレーターにあっては、進入方向)を音声により知らせる設備を設けること。</p>
(便所)	<p>第十八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。</p> <p>2 次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積の合計。以下同じ。)が千平方メートル以上のものに限る。）に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)は、乳幼児を座らせることができる設備及び乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、その出入口にその旨の表示を行わなければならない。ただし、乳幼児のおむつ交換をすることができる設備については、他に設ける場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 病院又は診療所</li> <li>二 劇場、観覧場、映画館又は演芸場</li> <li>三 集会場又は公会堂</li> <li>四 展示場</li> <li>五 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</li> <li>六 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署</li> <li>七 博物館、美術館又は図書館</li> <li>八 飲食店</li> <li>九 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗</li> <li>十 公衆便所</li> </ul> <p>3 令第十四条第一項の規定によるものとする便所は、次に掲げるものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 便所（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）の出入口の付近に、男子用及び女子用の区別、便房等の配置等を点字その他規則で定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。</li> <li>二 洗面器又は手洗器のうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)は、水栓を容易に操作できるものとすること。</li> </ul>
第十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)は、次に掲げるものでなければならない。	

■ 「バリアフリー法関係規定」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」対比表

バリアフリー法及び施行令（抜粋）	大阪府福祉のまちづくり条例
	4 令第十四条第一項各号に規定する便房(次項に規定する便房を除く。)は、次に掲げるものでなければならない。 一 押しボタン式その他の容易に操作できる方式の便器の洗浄装置を設けること。 二 衣服を掛けるための金具等を設けること。
一 便所内に、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を一以上設けること。  二 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設けること。	5 令第十四条第一項第二号に規定する便房(床面積の合計が一万平方メートル以上の建築物に設けるものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。 一 大人のおむつ交換をすることができる長さ一・二メートル以上のベッドを一以上設け、その出入口にその旨の表示を行うこと。 二 令第十四条第一項第二号に規定する水洗器具は、温水が使用できるものとすること。 三 荷物を置くための棚等を設けること。 四 押しボタン式その他の容易に操作できる方式の便器の洗浄装置を設けること。 五 衣服を掛けるための金具等を二以上設けること。
2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のもに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設ければならない。	6 令第十四条第二項の規定により設けるものとする小便器は、その周囲に手すりを設けなければならない。
(ホテル又は旅館の客室)	(ホテル又は旅館の客室)
第十五条 ホテル又は旅館には、客室の総数が五十以上の場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）を客室の総数百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けなければならない。	
2 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。  一 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設かれている際に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設かれている場合は、この限りでない。  イ 便所内に車椅子使用者用便房を設けること。  ロ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。 (1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。 (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	第十九条 令第十五条第二項の規定によるものとする車椅子使用者用客室は、床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。
二 浴室又はシャワー室（以下この号において「浴室等」という。）は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設かれている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設かれている場合は、この限りでない。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。	2 令第十五条第二項第一号イの車椅子使用者用便房は、第十八条第四項第一号に掲げるものでなければならない。

■ 「バリアフリー法関係規定」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」対比表

出入口は、前号口に掲げるものであること。

バリアフリー法及び施行令（抜粋）	大阪府福祉のまちづくり条例
(敷地内の通路)	(敷地内の通路)
第十六条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 二 段がある部分は、次に掲げるものであること。 イ 手すりを設けること。 ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。 ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けないこと。 三 傾斜路は、次に掲げるものであること。 イ 勾配が十二分の一を超える、又は高さが十六センチメートルを超える、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。	第二十条 令第十六条第三号の規定によるものとする傾斜路は、その両側に側壁又は立ち上がり部を設けなければならない。
(駐車場)	
第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない。 2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。 一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。 二 次条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	
(浴室等)	第二十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室（次項において「浴室等」という。）を設ける場合には、床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。
※国土交通大臣が定める構造の車椅子使用者用浴室等（告示1495号）  ・浴室、シャワー、手すり等が適切に設置されていること ・車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること	2 浴室等のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならない。 一 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。 二 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。 三 出入口は、次に掲げるものであること。 イ 幅は、八十分センチメートル以上とすること。 ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
(移動等円滑化経路)	(移動等円滑化経路)
第十八条 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあっては、そのすべて）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。	

■ 「バリアフリー法関係規定」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」対比表

バリアフリー法及び施行令（抜粋）	大阪府福祉のまちづくり条例
一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この条において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）	（参考：第二十二条第2項） 2 建築物（別表一の項及び二の項に掲げる特別特定建築物にあっては、床面積の合計が五百平方メートル未満のものを除く。）に、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等から当該利用居室までの経路（当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。）のうち一以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。
二 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路	
三 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路	
四 建築物が公用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）	
(移動等円滑化経路)	
2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。 一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	第二十二条 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
(出入口)	
二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げること。 イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。 ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	
(廊下等)	(廊下等)
三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十一條の規定によるほか、次に掲げるものであること。 イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。 ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	一 令第十八条第二項第三号の規定によるものとする廊下等（次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計が五千平方メートル以上のものに限る。）に設けるものに限る。）は、授乳及びおむつ交換をすることができる場所を一以上設け、その付近にその旨の表示を行うこと。ただし、他に設ける場合は、この限りでない。 イ 病院又は診療所 ロ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ハ 集会場又は公会堂 ニ 展示場 ホ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ヘ 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ト 博物館、美術館又は図書館 チ 飲食店 リ 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

■ 「バリアフリー法関係規定」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」対比表

バリアフリー法及び施行令（抜粋） (階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)	大阪府福祉のまちづくり条例
<p>四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第十三条の規定によるほか、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 幅は、階段に代わるものにあっては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあっては九十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一を超えないこと。</p> <p>ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。</p>	
(エレベーター)	(エレベーター)
<p>五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>ロ 籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。</p>	<p>二 令第十八条第二項第五号の規定によるものとするエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 籠及び昇降路の出入口に、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止する装置を設けること。</p> <p>ロ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものをはめ込み、又はその他の装置を設けることにより、籠の外部から籠内を見ることができる構造とすること。</p> <p>ハ 籠の奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。</p>
	<p>ハ 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。</p> <p>ニ 籠内の左右両面の側板に、手すりを設けること。</p>
<p>二 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。</p> <p>ホ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p>	<p>ホ 籠内に設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）に、停電等の非常の場合に外部の対応の状況を表示する聴覚障害者に配慮した装置を設けること。</p> <p>ヘ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>ト 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。</p>

■ 「バリアフリー法関係規定」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」対比表

バリアフリー法及び施行令（抜粋）	大阪府福祉のまちづくり条例
<p>チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 籠の幅は、百四センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。</p>	<p>ト 令第十八条第二項第五号チの規定によるものとするエレベーターにあっては、同号ホの規定により設けるものとする制御装置は、籠内の左右両面（二の階のみに停止するエレベーターで、自動的に昇降する機能を有するものにあっては、片面）の側板に設けること。</p>
<p>リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p>	<p>チ 令第十八条第二項第五号リの規定によるものとするエレベーター及び乗降ロビーは、次に掲げるものであること。</p>
<p>(2) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>(3) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p>	<p>(1) 制御装置は、押しボタン式とすること。</p> <p>(2) 乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、視覚障害者に対し制御装置の存在を示すために、点状ブロック等を敷設すること。</p>
<p>六 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。</p>	
(敷地内の通路)	(敷地内の通路)
<p>七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十六条の規定によるほか、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>	<p>三 令第十八条第二項第七号の規定によるものとする敷地内の通路は、当該通路を横断する排水溝を設ける場合には、そのふたは、つえ、車椅子のキャスター等が落ちないものとすること。</p>
<p>ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 幅は、段に代わるものにあっては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあっては九十センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一を超えないこと。</p> <p>(3) 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。</p>	
<p>3 第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道</p>	

## ■ 「バリアフリー法関係規定」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」対比表

等」という。)とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。	
------------------------------	--

バリアフリー法及び施行令（抜粋）	大阪府福祉のまちづくり条例
	2 建築物(別表一の項及び二の項に掲げる特別特定建築物にあっては、床面積の合計が五百平方メートル未満のものを除く。)に、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等から当該利用居室までの経路(当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。)のうち一以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。
(標識)	3 前項に規定する経路のうち令第十八条第一項の規定により移動等円滑化経路にする経路の全部又は一部となるものについては、当該移動等円滑化経路にする経路の全部又は一部となる部分について、前項の規定は、適用しない。
第十九条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。	
(案内設備)	(案内設備)
第二十条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	
2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。	
3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。	第二十三条 令第二十条第三項の案内所は、車椅子使用者が円滑に利用できるものとしなければならない。
(案内設備までの経路)	
第二十一条 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	
2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。	第二十四条 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。	
二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。	
イ 車路に近接する部分	

## ■ 「バリアフリー法関係規定」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」対比表

バリアフリー法及び施行令（抜粋）	大阪府福祉のまちづくり条例
ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）	一 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の段がある部分又は傾斜がある部分の下端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める部分を除く。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 二 段を設ける場合には、回り段としないこと。 (共同住宅等に係る経路)
	第二十五条 共同住宅又は寄宿舎（以下この章において「共同住宅等」という。）については、次に掲げる経路のそれぞれのうち一以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。
(参考 令第18条第1項第1号) 一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等を利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この条において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）	一 道等から住戸（寄宿舎にあっては、寝室。以下同じ。）までの経路（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）
(参考 令第18条第1項第2号) 二 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路	二 共同住宅等又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合には、住戸から当該車椅子使用者用便房までの経路
(参考 令第18条第1項第3号) 三 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路	三 共同住宅等又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設から住戸までの経路
(参考 令第18条第3項) 3 第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。	2 前項の規定により移動等円滑化経路にする経路を構成するエレベーターについての令第十八条第二項第五号の規定の適用については、同号イ中「利用居室」とあるのは、「利用居室若しくは住戸」とする。 3 第一項第一号に掲げる経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により令第十八条第二項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道等」とあるのは、「当該共同住宅等の車寄せ」とする。
(増築等に関する適用範囲)	(増築等に関する適用範囲)
第二十二条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合には、第十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。	第二十六条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合には、第十四条から第二十四条までの規定（共同住宅等にあっては、第十四条から前条までの規定）は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。
一 当該増築等に係る部分 二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路	一 当該増築等に係る部分 二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室又は共同住宅等の住戸（以下この条において「利用居室等」という。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等を利用する便所	三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等を利用する便所

■ 「バリアフリー法関係規定」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」対比表

バリアフリー法及び施行令（抜粋）	大阪府福祉のまちづくり条例
四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便所（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路	四 第一号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便所（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場	五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
六 車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路	六 車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
(条例で定める特定建築物に関する読み替え)	(特別特定建築物に追加した特定建築物に関する読み替え)
第二十三条 法第十四条第三項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、同条中「特別特定建築物」とあるのは「法第十四条第三項の条例で定める特定建築物」とする。	第二十七条 第十一条各号に掲げる特定建築物についての第十七条、第十八条第一項及び第二項、第二十一条第一項並びに前条第三号及び第五号の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。
	(仮設建築物に対する特例)
	第二十八条 第十四条から前条までの規定は、仮設建築物については、適用しない。
	(制限の緩和)
	第二十九条 第十一条から第二十七条までの規定は、その構造、敷地の状況又は利用の目的上やむを得ないと所管行政庁が認める特別特定建築物については、適用しない。
	2 第十四条から第二十七条までの規定は、これらの規定を適用する場合と同等以上に高齢者、障害者等が円滑に利用できると所管行政庁が認める特別特定建築物については、適用しない。
	第四章 事前協議及び改善計画等
	第一節 事前協議
	第三十一条 事業者は、次に掲げる都市施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるかどうかの確認を行い、当該工事に着手する前に、その計画について知事に協議しなければならない。
	一 集会場（床面積が二百平方メートル以上の集会室があるものを除く）
	二 コンビニエンスストア（主として飲食料品その他の最寄り品の販売業を営む店舗のうち、床面積の合計が三十平方メートル以上二百五十平方メートル未満で、一日当たりの営業時間が十四時間以上のものをいう。）（床面積の合計が百平方メートル以上二百平方メートル未満のものに限る。）
	三 事務所（床面積の合計が五百平方メートル以上のものに限る。）
	四 ダンスホール（床面積の合計が千平方メートル以上のものに限る。）
	五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗（床面積の合計が五十平方メートル以上二百平方メートル未満のものに限る。）

■ 「バリアフリー法関係規定」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」対比表

	六 工場（自動車修理工場を除き、床面積の合計が三千平方メートル以上のものに限る。）
<b>バリアフリー法及び施行令（抜粋）</b>	<b>大阪府福祉のまちづくり条例</b>
	七 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（床面積の合計が三百平方メートル以上のものに限る。）
	八 火葬場
	九 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第八条の二第一項に規定する地下街
	十 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路（専ら自動車の交通の用に供するもの、法第二条第九号に規定する特定道路及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十二条第一項又は第二項の規定による協議において高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるかどうかの確認が行われるものと知事が認めるものを除く。）
	十一 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為により設置される公園（同法第三十三条第一項第二号に掲げる基準に従って設置されるものに限り、同法第三十二条第一項又は第二項の規定による協議において高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるかどうかの確認が行われるものと知事が認めるものを除く。）
	十二 遊園地、動物園又は植物園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園に設けられる公園施設であるものを除く。）
	十三 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項第九号の三に規定する港湾環境整備施設である緑地
	十四 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設のうち、護岸、砂浜その他公衆の利用のため整備されるもの
	2 事業者は、前項の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、高齢者、障害者等が前項の規定による協議（以下「事前協議」という。）に係る都市施設を安全かつ容易に利用できるかどうかの確認を行い、その結果を速やかに知事に届け出なければならない。
<b>第二節 改善計画等 (現況調査)</b>	
	第三十二条 事業者は、知事が要請したときは、この条例の施行の際現に存する次に掲げる都市施設（現に設置の工事中のものを含む。以下「既存施設」という。）について、規則で定めるところにより、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるかどうかの調査（以下「現況調査」という。）を行い、その結果を知事に報告しなければならない。
	一 学校
	二 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）
	三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場（床面積の合計が千平方メートル以下のものを除く。）
	四 集会場又は公会堂
	五 展示場（床面積の合計が千平方メートル以下のものを除く。）
	六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（床面積の合計が五百平方メートル以下のものを除く。）
	七 ホテル又は旅館（床面積の合計が千平方メートル以下のものを除く。）
	八 次に掲げる事務所 イ 国、地方公共団体その他規則で定める者の事務の用に供する事務所 ロ 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業の用に供する

■ 「バリアフリー法関係規定」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」対比表

	事務所 ハ ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第一項に規定する一般ガス事業の用に供する事務所
バリアフリー法及び施行令(抜粋)	大阪府福祉のまちづくり条例
	ニ 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第六条第二項に規定する第一種電気通信事業の用に供する事務所 ホ 冠婚葬祭に関する事業の用に供する事務所(床面積の合計が千平方メートル以下のものを除く。) ヘ イからホまでに掲げる事務所以外の事務所(床面積の合計が五千平方メートル以下のものを除く。)
	九 共同住宅又は寄宿舎(住戸の数が五十以下のものを除く。)
	十 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第十九条第一項に規定する児童福祉施設等
	十一 体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場若しくはスポーツの練習場又は遊技場(床面積の合計が千平方メートル以下のものを除く。)
	十二 博物館、美術館又は図書館
	十三 公衆浴場(床面積の合計が千平方メートル以下のものを除く。)
	十四 飲食店(床面積の合計が五百平方メートル以下のものを除く。)
	十五 ダンスホール(床面積の合計が千平方メートル以下のものを除く。)
	十六 銀行
	十七 火葬場
	十八 法第二条第五号に規定する旅客施設
	十九 消防法第八条の二第一項に規定する地下街
	二十 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園
	二十一 遊園地、動物園又は植物園(前号の都市公園に設けられる公園施設であるものを除く。)
	二十二 港湾法第二条第五項第九号の三に規定する港湾環境整備施設である緑地
	二十三 駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第十二条の規定による届出をしなければならない路外駐車場(機械式のものを除く。)
	(改善計画の作成の要請)
	第三十三条 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、規則で定めるところにより、高齢者、障害者等が既存施設を安全かつ容易に利用できるようにするための工事の計画(以下「改善計画」という。)を作成し、届け出ることを求めることができる。
	2 知事は、改善計画の届出があったときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る改善計画について、指導及び助言を行うものとする。
	(改善計画の変更)
	第三十四条 事業者は、やむを得ない場合にあっては、改善計画を変更することができる。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、変更に係る改善計画を知事に届け出なければならない。
	2 前条第二項の規定は、前項の規定により改善計画を変更した場合について準用する。
	(定期報告)
	第三十五条 事業者は、規則で定めるところにより、定期に、改善計画に基づく工事の実施の状況を知事に報告しなければならない。
	第三節 調査、勧告及び公表
	(立入調査)
	第三十六条 知事は、必要があると認めるときは、その職員

■ 「バリアフリー法関係規定」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」対比表

	に、事前協議に係る第三十一条第一項各号に掲げる都市施設又は現況調査に係る既存施設に立ち入り、当該都市施設又は既存施設の状況を調査させることができる。
<b>バリアフリー法及び施行令（抜粋）</b>	<b>大阪府福祉のまちづくり条例</b>
	2 前項の規定により立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 (勧告)
	第三十七条 知事は、事業者が事前協議を行わずに工事(第三十一条第一項の工事をいう。次項において同じ。)に着手したときは、その計画について協議を行うべきことを勧告することができる。
	2 知事は、事業者が事前協議と異なる工事を行ったときは、当該事前協議に基づく工事を行うことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
	3 知事は、事業者が現況調査及びその結果の報告を行わないときは、現況調査及びその結果の報告を行うべきことを勧告することができる。
	4 知事は、事業者が改善計画の作成及び届出を行わないときは、改善計画の作成及び届出を行うべきことを勧告することができる。 (公表)
	第三十八条 知事は、前条第一項及び第二項の規定による勧告をした場合において、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
	2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。 (仮設建築物等に対する特例)
	第三十九条 第三十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。 一 仮設建築物 二 建築基準法第三条第一項各号に掲げる建築物
	三 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第百四十二条に規定する伝統的建造物群保存地区内において同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物 (国等に関する特例)
	第四十条 第三十一条から前条までの規定は、国、府、市町村その他規則で定める者については、適用しない。
	2 知事は、国、市町村その他規則で定める者に対し、その者が設置し、又は管理する都市施設について、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるかどうかについての状況その他必要と認める事項に関する報告を求めることができる。 (事務処理の特例)
	第四十一条 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務(第三十一条第一項第一号から第八号までに掲げる都市施設に係るものに限る。)であって大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。 一 第三十一条第一項の規定による協議に関する事務 二 第三十一条第二項の規定による届出の受理に関する事務 三 第三十六条第一項の規定による事前協議に係る都市施設への立入調査に関する事務 四 第三十七条第一項及び第二項の規定による勧告に関する事務 五 第三十八条第一項の規定による公表及び同条第二項

■ 「バリアフリー法関係規定」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」対比表

	の意見の聴取に関する事務
<b>バリアフリー法及び施行令（抜粋）</b>	<b>大阪府福祉のまちづくり条例</b>
	2 前項第一号及び第二号に掲げる事務(第三十一条第一項第一号から第八号までに掲げる都市施設に係るものに限る。)であって、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市を除く。)、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。
第五章 雜則 (規則への委任)	第四十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
	附則（平成四年条例第三十六号） この条例の施行期日は、規則で定める。
	附則（平成七年条例第三号） (施行期日) 1 この条例は、平成七年十月一日から施行する。
	2 この条例の施行前に大阪府福祉のまちづくり条例第二十二条第二項の規定により行われた聴聞又は聴聞のための手続は、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例第二十二条第二項の規定により行われたものとみなす。
	附則（平成七年条例第十九号） (施行期日) 1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。
	2 この条例の施行の際現に存する都市施設（現に設置の工事中のものを含む。）に係るエレベーターの整備基準については、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例第十一条第二項第一号ニの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。
	附則（平成十二年条例第百六号） この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
	附則（平成十四年条例第百三号） (施行期日) 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。 (経過措置)
	2 この条例の施行の際現に存する改正後の大阪府福祉のまちづくり条例第二条第一号に規定する都市施設（現に設置の工事中のものを含む。）に係る整備基準については、改正後の同条例第十条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。
	附則（平成十六年条例第六十四号） この条例は、公布の日から施行する。
	附則（平成十七年条例第六十六号） この条例は、平成十七年四月一日から施行する。
	附則（平成十八年条例第五十二号） この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
	附則（平成十九年条例第四十五号） この条例は、公布の日から施行する。
	附則（平成三十一年条例第三十九号） (施行期日) 1 この条例は、平成二十一年一〇月一日から施行する。 (経過措置)
(参考 法附則第4条第2項) 2 この法律の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、第14条第1項から第3項までの規定は適用せず、なお従前の例による。	2 この条例の施行の際現に工事中の高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十七号に規定する特別特定建築物及び改正後の大阪府福祉のまちづくり条例（以下「新条例」という。）第十二条各号に掲げる特定建築物（次項においてこれらを「特別特定建築物」という。）の同法第二条第十九号に規定する建築又は修繕若しくは模様替（修繕又は模様替にあ

■ 「バリアフリー法関係規定」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」対比表

	っては、同条十八号に規定する建築物特定施設に係るものに限る。)については、新条例第三章の規定は、適用しない。
<b>バリアフリー法及び施行令（抜粋）</b>  (参考 法附則第4条第3項) 3 この法律の施行の際現に存する特別特定建築物で、政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、第14条第1項の規定は適用せず、なお従前の例による。	<b>大阪府福祉のまちづくり条例</b>  3 この条例の施行の際現に存する特別特定建築物で、規則で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、新条例第三章の規定は、適用しない。
	4 この条例の施行前にした改正前の大阪府福祉のまちづくり条例（以下「旧条例」という。）第十五条の規定による要請、旧条例第十六条第一項の規定による届出の求め及び同条第二項（旧条例第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指導及び助言並びに旧条例第二十条の規定による勧告は、それぞれ新条例第三十二条の規定によりした要請、新条例第三十三条第一項の規定によりした届出の求め及び同条第二項（新条例第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりした指導及び助言並びに新条例第三十七条の規定によりした勧告とみなし、この条例の施行前にされた旧条例第十四条第一項の規定による協議、同条第二項、旧条例第十六条第一項又は第十七条第一項の規定による届出及び旧条例第十五条又は第十八条の規定による報告は、それぞれ新条例第三十一条第一項の規定によりされた協議、同条第二項、新条例第三十三条第一項又は第三十四条第一項の規定によりされた届出及び旧条例第三十二条又は第三十五条の規定によりされた報告とみなす。
	5 旧条例第十四条第一項の規定による協議に係る特定施設であって、この条例の施行の日前に同条第二項の規定による届出がされていないものについては、新条例第三十一条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。
	6 前項に規定する特定施設については、旧条例第十二条の規定は、なおその効力を有する。